

軽自動車税(種別割)の減免手続き



問 本庁舎市民税課
☎ 0857-30-8144 ☎ 0857-20-3921
問 各総合支所市民福祉課(☎ 10分)

対象 次の2つの要件を満たす軽自動車
①身体・精神などに障がいのある人のために使用するもの
②障がいのある人または、同居の家族などが所有するもの
※ただし1台まで(普通または小型自動車)で減免を受ける場合は該当しません)

受付期限 5月31日(火)まで
※障がいの部位や程度などにより、減免が受けられない場合があります。
※必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

水道週間 6月1日(水)~7日(火)

問 水道局経営企画課
☎ 0857-53-7953 ☎ 0857-53-7802
https://www.water.tottori.tottori.jp/

大切に 未来へつなごう 水道水

昨年の「水道に関する標語」特選作品

■水道の標語を募集します

テーマ 水道について、日ごろ感じていることや広く伝えたいこと
応募資格 市内在住または通勤・通学している人
応募方法 作品に住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、持参・郵送・ファクシミリいずれかで問い合わせ先まで
応募期限 6月17日(金)
入賞 特選(1点)、準特選(3点)、入選(5点)
その他 応募作品は1人1点、自作・未発表のもの ※入賞作品の著作権は水道局
送付先 〒680-1132 国安 210-3 水道局経営企画課標語募集担当

■ご協力を! 千代川市民一斉清掃

私たちの大切な水源をきれいに保つため、ご協力をお願いします。清掃に必要な軍手・ごみ袋は用意します。
とき 6月5日(日) 8:30~9:30
※荒天の場合は6月12日(日)に延期。実施の有無については、当日6:30以降に水道局へ問い合わせいただくか、水道局ホームページでご確認ください。
集合場所 千代川倉田スポーツ広場

住民票・マイナンバーカードなどへの旧氏(旧姓)の併記

問 本庁舎市民課(6番窓口)
☎ 0857-30-8111
(鳥取市コールセンター)
☎ 0857-20-3909

婚姻などで氏に変更があった場合でも、申し出により旧氏(旧姓)を住民票に記載することができま。旧氏は住民票の写しのほか、マイナンバーカード、公的個人認証の署名用電子証明書、印鑑登録証明書などに併記(記載)することで公証できます。また、旧氏で印鑑登録することも可能です。

【手続きに必要なもの】

戸籍謄本など(当該旧氏から現在の氏に至るすべての戸籍謄本などが必要)、マイナンバーカード※マイナンバーカードがない場合は、本人確認書類(運転免許証、パスポート、各種健康保険証など)
【受付場所】
本庁舎市民総合窓口、各総合支所市民福祉課

ふるさとへの映像を見る会

問 鳥取市文化センター
☎ 0857-27-5181

ふるさとに関する昔なつかしの映像を上映 上映予定:大相撲がやってきた〜大相撲鳥取場所と山陰相撲史〜(平成10年放送) 時 5月19日(木) 10:00~14:00 (午前・午後とも内容は同じ)

鳥取市文化センター2階大会議室 料 無料 ※事前申込み不要

鳥取市ふるさと物産館 インスタグラム投稿キャンペーン

問 鳥取市ふるさと物産館

☎ 0857-36-3767

☎ 0857-29-1185

鳥取市ふるさと物産館のインスタグラム公式アカウントをフォローして、あなたのイチ推し鳥取みやげの写真をコメントに「井鳥取みやげ」を付けて投稿すると、抽選で100人に鳥取和牛や地元特産品カタクロギフトなどが当たるプレゼント キャンペーンを開催 時 7月31日(日)まで



TOTTORIBUSSANHAN

飼猫の不妊・去勢奨励事業

問 鳥取県獣医師会

☎ 0857-53-4300

http://www.tori-vet.jp/ 不妊手術(メス):4千円、去勢手術(オス):2千円 ※上記を差し引いた額を病院にお支払ください。 数 400匹 ※1世帯につき4頭まで 募 令和5年2月15日までに、動物病院で申込書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。 申込みをした動物病院で手術を予約し、令和5年3月10日までに、手術をしてください。

募集

協働推進課からのお知らせ

問 本庁舎協働推進課(27番窓口)

☎ 0857-30-8177

☎ 0857-20-3919

【市民まちづくり提案事業(協働事業部門)】

本市が抱える課題の解決に向けて企画提案し、市と一緒に取り組む事業に係る経費の一部を助成 対 市民活動団体、事業者などが企画・実施する、次の課題の解決につながる事業 ①公共施設を活用した脱炭素の取組啓発 ②日本遺産を生かしてまちを元気に ※後日、提案内容を審査会にて審査 額 (助成対象経費に限る)

①上限60万円 ②上限30万円 ※補助率10/10 募 5月31日(火)までに、本市公式ウェブサイトで募集要項を確認のうえ、所定の様式に沿って申し込み

【自主防犯活動団体補助金】

容 防犯パトロール用具の購入、安全マップ作成、広報紙作成など 対 各地区で継続的に自主防犯活動に取り組んでいるボランティア団体・自治会・町内会などで、過去に当該補助を受けていない団体 員 2団体程度 額 1団体あたり10万円まで ※予算の範囲内で交付のため、応募団体多数の場合は、助成額に変動あり 募 5月6日(金)~6月10日(金)

【防犯ベストおよびキャップの支給】

容 防犯パトロールに使用するベストおよびキャップの支給 対 各地区で継続的に自主防犯活動に取り組んでいるボランティア団体・自治会・町内会など ※過去に支給実績のある団体も申請可能 数 1団体あたりベストおよびキャップ合わせて20個まで ※申込み多数の場合は、減数になる場合あり。仕様変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 募 5月6日(金)~6月10日(金)

建築指導課からのお知らせ

問 本庁舎建築指導課

☎ 0857-30-8362

☎ 0857-20-39956

次の事業にかかる費用の一部を助成 ※いずれも令和5年3月上旬までに完了するものに限る ※申込書は建築指導課窓口で配布するほか、本市公式ホームページでダウンロードできます。助成額や詳しい要件など、詳しくは本市公式ホームページをご覧ください。 ※各総合支所、電話、ファクシミリ、電子メールなどによる受付は

【耐震診断の助成】

行いません。 対 昭和56年5月31日以前に建築された建築物(木造住宅は平成12年5月31日以前に建築されたもの)の耐震診断費用 数 一戸建て住宅:5件 一般建築物:2件 ※先着順 募 5月9日(月)~令和5年1月31日(火)

【一戸建て住宅補強設計の助成】

対 平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅で耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定されたものの補強設計費用 数 補強設計:10件 ※先着順

【耐震改修の助成】

募 5月9日(月)~令和5年1月31日(火) 対 平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅で、申請時点で耐震診断および補強設計が完了しているものの耐震改修費用 数 耐震改修:10件 ※先着順 募 5月9日(月)~令和5年1月31日(火) ※その他増築部分があるものなど、助成の対象の要件は事前にご相談ください。 ※共同住宅の耐震診断・補強設計・耐震改修は事前にご相談ください。

【ブロック塀の撤去、改修の助成】

対 道路に面した高さ60cm以上の危険なブロック塀などの撤去および撤去後の改修(軽量フェンス、生垣に限る)工事費用(ただし、私道沿いのブロック塀は除く) 数 30件程度 ※先着順 募 5月9日(月)~令和5年1月31日(火) 【危険空家除却の助成】 対 本市より倒壊などのおそれがある空家と指導された住宅の除却費用 数 10件 募 5月31日(火)までに申込書を郵送(消印有効)または持参で問い合わせ先まで。